

河東農村環境改善センター指定管理者候補者審査得点表

事業基準	事業計画書の項目	事業計画書記載内容(評価項目)	配点	審査点					合計点	基準ごとの合計	基準ごとの配点	
				A委員	B委員	C委員	D委員	E委員				
市民の平等な利用が確保できるものであること(指定手続条例第4条第1号)	1. 団体の概要	1. 組織	15	2	3	3	2	3	13	76	90 (最低水準点54)	
	2. 申請理由	2. 申請の理由	15	2	3	3	3	3	14			
	3. 管理運営の基本方針											
	(1)管理の基本方針について	3. 管理運営全般についての基本概念	15	2	2	3	3	3	13			
		4. 関係機関や地域との連携	15	3	2	3	3	3	14			
		5. 法令の遵守	15	2	2	3	2	3	12			
(2)平等な利用の確保について	6. 利用者の平等利用ができる方策	15	1	3	2	2	2	10				
施設の適切な維持管理を図ることができること(指定手続条例第4条第2号)	4. 施設の適切な維持管理									163	195 (最低水準点117)	
	(1)適切な維持管理について	7. 維持管理の基本方針	15	2	2	2	3	2	11			
		8. 施設管理の実績	30	6	6	6	4	6	28			
		9. 維持管理のための方策	30	4	4	6	6	6	26			
		10. 業務の効率化又は維持水準の向上	30	4	6	4	6	6	26			
		11. 施設の修繕等に関する方策	30	4	4	6	6	6	26			
	(2)危機管理体制について	12. 日常の安全対策、事故・災害発生時の対応	45	6	6	9	9	9	39			
13. 個人情報の保護		15	0	1	2	2	2	7				
施設の効用を最大限に発揮できるものであり、市民サービス向上を図ることができること(指定手続条例第4条第3号)	5. 利用者のサービス向上									130	165 (最低水準点99)	
	(1)利用者サービスの向上について	14. 開館時間、休館日及び料金設定	15	2	3	3	3	3	14			
		15. サービスの向上のための方策	45	9	6	6	9	9	39			
		16. 利用者ニーズの把握	15	2	2	3	2	2	11			
		17. 自主事業	30	4	2	4	4	6	20			
	(2)利用促進について	18. 利用促進のための方策	30	4	2	6	4	6	22			
(3)苦情対応について	19. 苦情対応のための方策	30	4	4	6	4	6	24				
施設の管理経費の縮減が図られるものであること(指定手続条例第4条第4号)	6. 管理経費の削減									50	60 (最低水準点36)	
	(1)効率的・経済的な管理	20. 経費削減のための方策	30	4	6	6	4	6	26			
	(2)収支計画書	21. 収支計画書	30	4	6	4	4	6	24			
安定した管理に必要な人的及び物的能力を有していること又は確保する見込みがあること(指定手続条例第4条第5号)	7. 管理運営体制									73	90 (最低水準点54)	
	(1)管理運営体制	22. 管理運営業務	30	4	6	6	4	4	24			
		23. 適正な労働条件の確保	15	2	3	3	2	3	13			
		24. 職員研修	15	2	2	3	2	3	12			
	(2)経営状況	25. 経営状況	30	4	4	6	4	6	24			
合 計			600	83	90	108	97	114	492	492	600	